

令和元年八月十五日受領
答弁第一四号

内閣衆質一九九第一四号

令和元年八月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緑川貴士君提出イージス・アシヨア配備計画をめぐる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を
を送付する。

衆議院議員緑川貴士君提出イージス・アシヨア配備計画をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

我が国が導入することとしている陸上配備型イージス・システム（以下「本件イージス・システム」という。）二基の配備及び運用に当たっては、実際に配備することとなる場所の周辺住民の方々に安全上の影響が生じないようにすることが大前提である。

防衛省においては、これまでの種々の検討の結果、陸上自衛隊新屋演習場及び陸上自衛隊むつみ演習場に本件イージス・システムを配備した場合には、これを安全に運用することが可能であることを確認しており、これらの演習場を配備候補地として考えてきたところであるが、御指摘の「防衛省報告書のデータ」に誤りがあったことや防衛省東北防衛局の職員に緊張感を欠く不適切な行為があったこと等を踏まえ、当該「防衛省報告書」の中で検討の対象とされていた国有地について、必要な調査を行った上で、本件イージス・システムの配備候補地となり得るかどうかを改めて検討することが、地元の皆様の信頼を回復する上で不可欠であると考えている。

政府としては、本件イージス・システムの導入については、御指摘の令和元年七月二十三日の記者会見

において岩屋防衛大臣が述べたとおり、第二十五回参議院議員通常選挙に係る選挙期間を通じて、国民の方々から様々な厳しい御指摘や御意見があったものと承知しており、こうした御指摘や御意見も踏まえながら、本件イージス・システムの安全性及び必要性、配備候補地に係る検討の結果等について、地元の皆様様の理解を得られるよう丁寧に説明するなど、真摯に対応していきたいと考えている。

四について

お尋ねの「厳しい指摘」については、御指摘の令和元年七月二十三日の記者会見において岩屋防衛大臣が述べたとおり、本件イージス・システムの導入そのものについてではなく、二で御指摘の「防衛省報告書のデータ」に誤りがあったことや防衛省東北防衛局の職員に緊張感を欠く不適切な行為があったこと等について与党内からなされたものであったと認識しており、防衛省としては、こうした指摘も踏まえながら、一から三までについて述べたとおり、本件イージス・システムの安全性及び必要性、配備候補地に係る検討の結果等について、地元の皆様の理解を得られるよう丁寧に説明するなど、真摯に対応していきたいと考えている。

五について

本件イージス・システムに搭載するレーダーを用いて実際に弾道ミサイルを探知する際には、発射された弾道ミサイルをより遠くで、かつ、早期に探知するために、できるだけ水平方向にレーダーを照射できるようにすることが必要である。

同様に、弾道ミサイルを探知した後に実際にこれを追尾する際にも、例えば、日本海側から発射された弾道ミサイルが我が国上空を通過する場合には、当該弾道ミサイルの軌道に合わせて、レーダーの照射方向を日本海側の水平方向近くから上空に向けて上げていった後、当該弾道ミサイルが飛翔していく方向に下げていくこととなり、その際、より遠くまで、かつ、継続的に追尾を続けるために、できるだけ水平方向までレーダーを照射できるようにすることが必要である。

これらを踏まえ、本件イージス・システムの配備候補地に係る検討に当たっての周囲の遮蔽物に係る仰角の基準を概ね十度としているところであるが、これ以上の詳細については、本件イージス・システムの具体的な対処能力を明らかにするおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

いずれにせよ、防衛省としては、こうした仰角に係る考え方について、地元の皆様に丁寧に説明していきたいと考えている。